

参加意思確認公募結果

2018年7月26日
独立行政法人国際協力機構
調達部

1	案件名	「エジプト国エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2国際ビジネス・人文学部支援(副幹事校2)」
2	公告日	2018年7月11日
3	参加意思確認書提出者	なし
4	契約相手方	学校法人立命館

公告

独立行政法人国際協力機構が2018年9月から開始する予定の業務実施契約に関し、別紙のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、調達部契約第一課（電話：03-5226-6642 担当：津田）宛にお願いします。

2018年7月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 加藤 正明

「エジプト国エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2
国際ビジネス・人文学部支援（副幹事校2）」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構調達部（以下「JICA」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、エジプト国技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2」において、国際ビジネス・人文学部における学部共通科目「Principle of Management」と「Organization Behavior with International Applications」の講義を、E-JUST 側の担当教員と共同で実施するものです。なお、担当科目のシラバスも E-JUST 側担当教員と共同で作成します。

本業務の遂行にあたっては、学校法人立命館（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2 大学、4 付属高校、4 付属中学校、1 付属小学校を運営している学校法人であり、児童・生徒・学生数は計約 49,000 人、教員は計約 2,000 人、職員は計約 1,300 人を有します。このうち立命館アジア太平洋大学は大分県別府市において経営管理研究科及び国際経営学部を有する大学であり、同経営管理研究科及び国際経営学部はビジネススクールの国際認証（AACSB：The Association to Advance Collegiate School of Business）を取得している等経営学教育に高い専門性を有しています。また、約 90%の講義が日英二言語で開講している等、英語での教育実践の経験も豊富です。さらに、同大学は JICA が実施している上記技術協力プロジェクトの国内支援大学のうちの 1 校であり、国内支援委員会国際ビジネス・人文学ワーキング・グループに参加している等、本技術協力プロジェクトの背景・経緯、及び E-JUST 国際ビジネス・人文学部について熟知しています。これより以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2
国際ビジネス・人文学部支援（副幹事校2）

【技術協力プロジェクト】

- (2) 担当部署：人間開発部
- (3) 業務の目的：E-JUST 国際ビジネス・人文学部支援を行うための技術協力活動、具体的には、同学部共通科目 2 科目（Principle of Management 及び Organization Behavior with International Applications）の E-JUST 側担当教員との共同実施、を効果的かつ効率的に遂行すること。
- (4) 業務内容：別添業務仕様書を参照。
- (5) 履行期間：2018 年 9 月～2019 年 2 月（予定）

2 応募要件

- (1) 基本的要件：

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ② 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ③ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- 当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- 過去3年間に、高等教育機関において、上記2科目（或いは関連科目）を指導した経験があること。
- 同科目の指導を英語で実施できること。

(3) その他業務実施上の条件等：

- ① 補強を認めます。ただし、業務主任者（総括）については認めません。
- ② 外国籍人材の活用を認めます。
- ③ 共同企業体の結成を認めません。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2018年7月25日(水) 午前12時必着
	提出場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地 25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付 (調達部カウンター)
	提出書類	参加意思確認書、3 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2018年7月27日(金)
	通知方法	郵送あるいは電話
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地 25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付(調達部カウンター)
	請求期間	2018年7月31日(火) 午前12時必着
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください。)
	回答予定日	2018年8月2日(木)
	回答方法	郵送あるいは電話

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別

途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
担当部課：調達部契約第一課

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
契約担当役
理事 加藤 正明

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「エジプト・アラブ共和国エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2 国際ビジネス・人文学部支援（副幹事校2）」【技術協力プロジェクト】に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 28, 29, 30 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

➤ 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件：

コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの様式1その1及びその2を提出ください。

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

業務仕様書

1. 業務の背景（含むプロジェクト概要）

エジプトは、近年国立大学における授業料の無償化により学生数が増加しており、これに伴い教員一人当たりの学生数も増加、教育の質の低下が深刻化している。エジプト国内の大学における講義は全般的に座学による理論中心で、実践的、先端的な教育を行う大学は限定的であり、研究面においても研究機材の不足等により、総じて大学の研究能力は高くない。そのため理工系分野の優秀な学生は海外留学し、海外で就職することが多く、優秀な人材の頭脳流出は当該国の大きな課題となっている。

エジプト政府は、「2022年までの経済・社会開発計画に関する戦略的枠組」の中で、その目標の一つとして高付加価値な産業構造の構築を掲げており、そのための人材育成戦略として、1) 高等教育における科学技術分野の重視、2) 高度な製造業に従事する人材育成のための実践的手法の重視を挙げている。

上記の高等教育セクターの課題に対応するため、2005年にエジプト政府は、国内の既存大学とは異なる日本型工学教育の特徴を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとした「エジプト日本科学技術大学（E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology）」の設立支援を我が国に要請した。また、2009年にエジプト政府及び我が国政府は「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（二国間協定）」を締結し、この中で両国政府がE-JUSTの設置及び運営を行っていくことに合意した。これらに基づき、JICAは、技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト」（2008年～2014年）を通じ、E-JUSTの工学大学院設立支援を行い、同大学院は2010年に開設された。2014年2月からは技術協力プロジェクト「E-JUSTプロジェクトフェーズ2（本プロジェクト）」（2019年1月まで）を開始し、工学系大学院の教育・研究能力の向上、産業界との連携促進、大学院の運営改善等に取り組んでいる。

2016年5月30日第13回E-JUST理事会において、外務省より、2017年9月に開設を予定されていたE-JUST工学部及び国際ビジネス・人文学部に対し、日本政府が正式に協力に取り組んでいく方針が表明され、また同理事会において、日エジプト双方の委員からなる「E-JUST工学部及び国際ビジネス・人文学部開設共同委員会（以下、共同委員会）」の設置が決定された。計6回の会合を通じ、国際ビジネス・人文学部開設について検討が行われ、2017年5月15日に開催された第15回E-JUST理事会において、2017年9月に国際ビジネス・人文学部は、国際ビジネス学類のうち、会計情報学科、人的資源管理学科の2学科を2017年9月に開設する方針が決定された。なお、両学科は2017年9月27日に開設されている。今後は、国際ビジネス・人文学部の全体像についてE-JUST内で整理が図られた上、準備が整った大学院専攻及び学部学科から順次開設されていく予定である。

JICAは上記外務省の方針に沿って、これまで国際ビジネス・人文学部開設に向けた協力を行ってきた。2017年4月20日に開催された本プロジェクト第10回国内支援委員会では、今後国際ビジネス・人文学部支援を行うにあたり、同学部支援に賛同した国内3大学（筑波大学、立命館アジア太平洋大学、広島大学）を新たに国内支援委員会に加えるとともに、計6大学（筑波大学、立命館アジア太平洋大学、早稲田大学、広島大学、大阪大学、立命館大学）から成る「国際ビジネス・人文学ワーキング・

グループ（WG）」を同委員会専門部会として設置した。また、本プロジェクト協力内容に、国際ビジネス・人文学部開設に必要な活動を追加することを、2017年5月17日～18日の運営指導調査の際に E-JUST と合意するとともに、2017年8月15日に討議議事録（R/D: Record of Discussions）の改訂に合意している。

2. 業務の目的

本プロジェクトの目的を達成するために必要な活動のうち、国際ビジネス・人文学部支援を行うための技術協力活動、具体的には学部共通科目2科目（Principle of Management 及び Organization Behavior with International Applications）の E-JUST 側担当教員との共同実施、を効果的かつ効率的に遂行することである。

3. 業務の内容

- (1) インセプションレポートの作成と E-JUST への説明
- (2) E-JUST 教員との共同実施講義のシラバスの作成
- (3) E-JUST 教員との講義の共同実施
- (4) プロジェクト業務完了報告書の作成

4. 成果品等

主な成果品は以下の通り。

- (1) 業務計画書
- (2) インセプションレポート
- (3) 業務完了報告書

5. 業務量の目途と主な業務従事者

- (1) 業務量の目途
約 5MM
- (2) 想定される主な業務従事者
総括／Principle of Management
Organization Behavior with International Applications

以 上